

中川村お試し住宅条例

平成30年 3 月27日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、お試し住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 村に移住を希望又は検討する者が、村の気候、風土及び生活を体験する施設として、お試し住宅を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小平お試し住宅	中川村片桐7357番地2
中組お試し住宅	中川村大草4529番地1
中央お試し住宅	中川村片桐3862番地1

(使用の許可)

第 4 条 お試し住宅を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、前項の許可に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用者)

第 5 条 使用者は、次の各号を満たす者でなければならない。ただし、村長が特別に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 自らの意思で村への移住を希望又は検討している者であること。
- (2) 村外に住所を有する者であること。
- (3) 村が行う施策に協力する者であること。

(許可の制限)

第 6 条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 中川村暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第 7 条第 1 項に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するものであると認められるとき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、村長が特にその使用を不適當と認めるとき。

(使用期間)

第7条 お試し住宅の使用期間は、6か月以内とする。

2 村長が特に必要と認める場合は、当該期間を延長又は短縮することができる。

(使用料)

第8条 お試し住宅の使用料の額は、月額4万円とする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第9条 前条に規定する使用料は、使用の許可を受けたときに当該月分の使用料を納付しなければならない。以降毎月末日までに翌月分を前納しなければならない。

2 月の途中で入居又は退去する者の使用料は、日割計算とし、10円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用料の返還)

第10条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 第5条を満たさないとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 使用料を指定の日までに納めなかったとき。
- (5) その他村長が特に必要があると認めるとき。

(維持及び賠償)

第12条 使用者は、お試し住宅の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者は、お試し住宅の施設、設備、備品等を毀損又は滅失したときは、村長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(修繕費用の負担)

第13条 お試し住宅の修繕に要する費用は、村の負担とする。

2 使用者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、村長の指示に従いこれを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(退去)

第14条 使用者は、やむを得ない事由によりお試し住宅を使用しなくなった場合は、あらかじめ村長に申し出るとともに、期間を定めた上、退去するものとする。

(補則)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前の行為については、なお従前の例による。